

国指定大黒島鳥獣保護区
指定計画書
(案)

平成 年 月

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

大黒島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

北海道厚岸郡厚岸町所在の大黒島及び大黒島の平均海面時の海岸線から沖合 1 km 以内にある岩礁

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、総面積約 1.1 km²、周囲約 6.1km、長さ 1.8km、幅 250m から 700m までであり、周囲は高さ 50m から 80m までの海蝕崖で囲まれた標高約 100m の台形状の島である。北端には砂嘴が 200m ほど発達しているほか、島の内陸部はほとんど平坦な台地が展開している。台地上には、わずかにミヤマハンノキ、イタヤカエデ、ダケカンバ等の樹林があるが、風衝地のため生育は不良である。その他は、エゾヨモギ、オオイタドリ、イワノガリヤス、ヨブスマソウ、アキタブキ等の草原植生である。

当該区域は、北方系の海鳥の集団繁殖地として重要な地域であり、コシジロウミツバメを始めとして、オオセグロカモメ、ウミウ、ウトウ等の海鳥の良好な繁殖地になっている。特に、コシジロウミツバメは、数十万羽規模で繁殖しており、ウミウ、ウトウにとっても我が国では数少ない繁殖地のひとつとなっている。当該区域では鳥類 28 科 59 種が確認されている。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチシマウガラス、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサ、ウミガラス及びエトピリカの生息が確認されている。また、オジロワシについては繁殖が確認されている。また、島の周囲及び岩礁では鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく希少鳥獣に指定されているゼニガタアザラシの繁殖が確認されている。

このように、当該区域は主に海鳥の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、コシジロウミツバメを始めとする海鳥の保護及び繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める
- 2) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類の生息を脅かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 107.31 ha(107ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	107.31 ha(107ha)
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地	64.31 ha(64ha)				
国有林	— ha	林野庁所管 — ha	制限林 — ha		
				其他所管 — ha	普通林 — ha
国有林以外の国有地（財務省所管）	64.31 ha(64ha)				
地方公共団体有地	42 ha	都道府県有地	— ha		
		市町村有地等	42 ha		
私有地等	1 ha				
公有水面	— ha				

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	－ ha	自然環境保全地域特別保護地区	－ ha
		自然環境保全地域普通地区	－ ha
自然公園法による地域	107 ha	特別保護地区	－ ha
(名称 厚岸道立自然公園)		特別地域	107 ha
		普通地域	－ ha
文化財保護法による地域	12 ha		
(名称 大黒島海鳥繁殖地 (国指定天然記念物))			

4 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、北海道厚岸郡厚岸町ピリカウダ南方の太平洋上約 1.8km の地点に位置する。

イ 地形、地質等

当該地域は、総面積約 1.1 km²、周囲約 6.1km、長さ 1.8km、幅 250mから 700mまでであり、周囲は高さ 50mから 80mまでの海蝕崖で囲まれた台形状の島である。島の北端には砂嘴が 200mほど発達している。最大標高は 108mで、島の中央部及び南部には、東南の太平洋に向かって延びる 2本の沢が流れ、その谷頭は北西海岸まで延びている。

ウ 植物相の概要

当該地域の植生は、沢沿いにわずかに見られるミヤマハンノキ、イタヤカエデ、ダケカンバ等の樹林（高木）がある他は樹木はなく、その他はエゾヨモギ、オオイタドリ、イワノガリヤス、ヨブスマソウ、アキタブキを主体とする草原植生である。

エ 動物相の概要

当該地域は、全域が海鳥繁殖地となっており、コシジロウミツバメを始めとして、オオセグロカモメ、ウミウ、ウトウが多数繁殖する。特にコシジロウミツバメは、その数数十万羽ともいわれる大繁殖地を形成しており、島全体に分布する。ウミウ、ウトウにとっても我が国では数少ない繁殖地のひとつとなっている。かつて大黒島にはケイマフリ、エトピリカが少数繁殖していたが、現在は稀にその姿を確認する程度となっている。

哺乳類では、エゾヤチネズミが生息する他、島の周囲には 100 頭を超すゼニガタアザラシが生息及び繁殖している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況
なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき
損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札	0 本
(2) 案内板	1 基

国指定大黒島鳥獣保護区
大黒島特別保護地区
指定計画書
(案)

平成 年 月
環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

大黒島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北海道厚岸郡厚岸町所在の大黒島及び大黒島の平均海面時の海岸線から沖合 1 km 以内にある岩礁

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

集団繁殖地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、総面積約 1.1 km²、周囲約 6.1km、長さ 1.8km、幅 250m から 700m までであり、周囲は高さ 50m から 80m までの海蝕崖で囲まれた標高約 100m の台形状の島である。北端には砂嘴が 200m ほど発達しているほか、島の内陸部はほとんど平坦な台地が展開している。台地上には、わずかにミヤマハンノキ、イタヤカエデ、ダケカンバ等の樹林があるが、風衝地で生育は不良である。残りは、エゾヨモギ、オオイタドリ、イワノガリヤス、ヨブスマソウ、アキタブキ等の草原植生である。

当該区域は、北方系の海鳥の集団繁殖地として重要な地域であり、コシジロウミツバメを始めとして、オオセグロカモメ、ウミウ、ウトウ等の海鳥の良好な繁殖地になっている。特に、コシジロウミツバメは、数十万羽規模で繁殖しており、ウミウ、ウトウにとっても我が国では数少ない繁殖地のひとつとなっている。当該区域では鳥類 28 科 59 種が確認されている。絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチシマウガラス、オジロワシ、オオタカ、ハヤブサ、ウミガラス及びエトピリカの生息が確認されている。また、オジロワシについては繁殖が確認されている。また、島の周囲及び岩礁では鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく希少鳥獣に指定されているゼニガタアザラシの繁殖が確認されている。

このように、当該区域は主に海鳥の集団繁殖地として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 集団繁殖地の保護区として、コシジロウミツバメを始めとする海鳥の保護及び繁殖地の保全を図るため適切な管理に努める
- 2) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類の生息を脅かすような不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

3 国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 107.31 ha (107ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	107.31 ha (107ha)
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地	64.31 ha (64ha)		
国有林	— ha	林野庁所管 — ha	制限林 — ha
			普通林 — ha
		他所所管 — ha	
国有林以外の国有地（財務省所管）	64.31 ha (64ha)		
地方公共団体有地	42 ha	都道府県有地 — ha	
		市町村有地等 42 ha	
私有地等	1 ha		
公有水面	— ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	－ ha	自然環境保全地域特別保護地区	－ ha
		自然環境保全地域普通地区	－ ha
自然公園法による地域	107 ha	特別保護地区	－ ha
（名称 厚岸道立自然公園）		特別地域	107 ha
		普通地域	－ ha
文化財保護法による地域	12 ha		
（名称 大黒島海鳥繁殖地（国指定天然記念物））			

4 指定区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、北海道厚岸郡厚岸町ピリカウダ南方の太平洋上約 1.8km の地点に位置する。

イ 地形、地質等

当該地域は、総面積約 1.1 km²、周囲約 6.1km、長さ 1.8km、幅 250m から 700m までであり、周囲は高さ 50m から 80m までの海蝕崖で囲まれた台形状の島である。島の北端には砂嘴が 200m ほど発達している。最大標高は 108m で、島の中央部及び南部には、東南の太平洋に向かって延びる 2 本の沢が流れ、その谷頭は北西海岸まで延びている。

ウ 植物相の概要

当該地域の植生は、沢沿いにわずかに見られるミヤマハンノキ、イタヤカエデ、ダケカンバ等の樹林（高木）がある他は樹木はなく、エゾヨモギ、オオイタドリ、イワノガリヤス、ヨブスマソウ、アキタブキを主体とする草原植生である。

エ 動物相の概要

当該地域は、全域が海鳥繁殖地となっており、コシジロウミツバメを始めとして、オオセグロカモメ、ウミウ、ウトウが多数繁殖する。特にコシジロウミツバメは、その数数十万羽ともいわれる大繁殖地を形成しており、島全体に分布する。ウミウ、ウトウにとっても我が国では数少ない繁殖地のひとつとなっている。かつて大黒島にはケイマフリ、エトピリカが少数繁殖していたが、現在は稀にその姿を認める程度となっている。

哺乳類では、エゾヤチネズミが生息する他、島の周囲には 100 頭を超すゼニガタアザラシが生息及び繁殖している。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況
なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき
損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 3 本

(2) 案内板 1 基

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
アビ目	アビ科	アビ	
ミスナギドリ目	ウミツバメ科	コシジロウミツバメ	○
ペリカン目	ウ科	ウミウ	○
		ヒメウ	EN
		チシマウガラス	CR、国内希少
コウノトリ目	サギ科	アオサギ	○
カモ目	カモ科	シノリガモ	LP
タカ目	タカ科	トビ	
		オジロワシ	VU、国内希少、国天
		オオタカ	NT、国内希少
		ノスリ	
	ハヤブサ科	ハヤブサ	VU、国内希少
ツル目	クイナ科	クイナ	○
チドリ目	チドリ科	ダイゼン	
	シギ科	トウネン	
		ミュビシギ	
		キアシシギ	
		イソシギ	
		オオジシギ	NT
	トウゾクカモメ科	トウゾクカモメ	
		クロトウゾクカモメ	
	カモメ科	セグロカモメ	
		オオセグロカモメ	○
		シロカモメ	
		ウミネコ	○
	ウミスズメ科	ウミガラス	CR、国内希少
		ケイマフリ	VU
		ウミスズメ	CR
		ウトウ	○
		エトピリカ	CR、国内希少
ハト目	ハト科	キジバト	○
カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	
		アマツバメ	○
キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ	
		コゲラ	
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	
	ツバメ科	イワツバメ	
	セキレイ科	ハクセキレイ	○
		ビンズイ	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	ツグミ科	ノゴマ	○
		ノビタキ	
	ウグイス科	ウグイス	
		エゾセンニュウ	○
		シマセンニュウ	○
		マキノセンニュウ	NT
		コヨシキリ	
		センダイムシクイ	
	シジュウカラ科	ハシブトガラ	
		シジュウカラ	
	ホオジロ科	ホオアカ	
		アオジ	○
		オオジュリン	○
	アトリ科	カワラヒワ	○
		ベニマシコ	
	ハタオリドリ科	スズメ	
	カラス科	ハシボソガラス	○
		ハシブトガラス	○
合計	13目	28科	59種

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
 - レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
 - CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 - LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
 - 国天:国指定天然記念物
 - 特天:国指定特別天然記念物
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

イ 哺乳類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネズミ目	ネズミ科	エゾヤチネズミ	
ネコ目	アシカ科	トド	NT
	アザラシ科	<u>ゼニガタアザラシ</u>	VU ○
合計	2目	3科	3種

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 2 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
 - レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
 - CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 - LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 - 特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
 - 国天:国指定天然記念物
 - 特天:国指定特別天然記念物
- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。




国指定大黒島鳥獣保護区及び 同大黒島特別保護地区位置図



国指定大黒島鳥獣保護区及び 同大黒島特別保護地区区域図



凡例

-  特別保護地区
-  特別保護地区(拡大)
-  鳥獣保護区

